

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日に當  
たるときは、そ  
の翌日)

鳥取県告示第七十四号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

平成十年一月六日

鳥取県知事 西尾邑次

- ◇告示 河川区域の変更（河川課）  
廃川敷地等の生成（△）  
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（二件）（港湾課）  
平成九年三月二十一日付鳥取県告示第二百四号中訂正

告示

鳥取県告示第七十三号  
二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川に係る河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり変更したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年一月六日

鳥取県知事 西尾邑次

〔次のとおり〕は、省略し、その関係図面を鳥取県土木部河川課及び米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第七十五号**  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

鳥取県知事 西尾邑次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二年三月二十二日 鳥取県指令受港第八十七号

三 しゅん功認可の年月日

平成十年一月三十日

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤崎町大字別所字笠取坂屋敷五〇一一二、五〇一一五及び五〇〇一三並びに字太鼓免海道ノ下四九三一七、四九三一六、四九三一八、四九三一三、四九〇一

一、四九〇一三、四八九一六及び四八九一九に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

A 地区

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線、⑫の地点から⑯の地点までを順次に通る平成元年秋分の日の満潮位における公有水面と護岸及び防波堤との境界線、⑯の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線並びに⑯の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤崎港沖防波堤灯台から一七四度四三分一七秒、五三一・九五メー

トルの地点

②の地点 ①の地点から二二二度二七分三三秒、二三・二八メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二三度二七分三三秒、二・〇六メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二三度二七分三三秒、七一・二〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三〇四度四一分〇五秒、六九・五七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二七九度五四分三三秒、一〇・九六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二五二度〇八分四六秒、六・八三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三〇一度二三分一七秒、二五・九九メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇九度三分四三秒、六〇・三三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二九二度一五分四八秒、八・一三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二四四度五〇分四五秒、五・四七メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二〇五度〇二分〇四秒、一・三九メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二八八度四〇分四六秒、二九・九五メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二〇度三七分〇九秒、八・一〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から八度一〇分三三秒、一〇・二七メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一七度五二分四九秒、六七・六三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一〇四度〇六分二九秒、〇・八五メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一八度二二分五七秒、四二・六四メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から二二三度二七分三三秒、二二・六五メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二二三度二七分三三秒、四・〇〇メートルの地点

㉑の地点 ㉐の地点から二二三度二七分三三秒、二〇一・五〇メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から二二三度二七分三三秒、一〇・七一メートルの地点

B 地区

次のⒶの地点とⒷの地点とを直線で結んだ線、Ⓑの地点から⑯の地点までを順次に通る平成元年秋分の日の満潮位における公有水面と護岸との境界線、⑯の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及びⒻの地点とⒶの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Ⓐの地点 赤崎港沖防波堤灯台から一七九度五三分五〇秒、六〇六・九八メー

トルの地点

Ⓑの地点 Ⓐの地点から二二二度二七分三三秒、二・七〇メートルの地点

Ⓒの地点 Ⓑの地点から三〇二度二二分一七秒、五五・四五メートルの地点

Ⓓの地点 Ⓑの地点から二九四度二九分〇〇秒、二五・七一メートルの地点

Ⓔの地点 Ⓑの地点から七〇度四九分四三秒、五・六三メートルの地点

Ⓕの地点 Ⓑの地点から九八度三四分一二秒、九・四五メートルの地点

(一) 位置  
東伯郡赤崎町大字赤崎字東條一四三二七、一五二二一三、一五一三一一、一五二〇一三、一五二一、一五二四、一五二七、一五二八一一、一五三四次一、一五三四次

(二) 埋立区域  
平成十年一月三十日

(三) 面積  
八七三・四九平方メートル

(一) 関係図書の閲覧場所  
赤崎町役場

(二) 区域  
A地区 一三三、五六六・五七平方メートル  
B地区 三五九・七七平方メートル

(三) 面積  
二三、九二六・三四平方メートル

鳥取県告示第七十六号  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県 知事 西尾邑次

鳥取市東町二丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成七年三月二十八日 鳥取県指令受港第五十号

三 しゅん功認可の年月日

平成十年一月三十日

四 埋立区域

二及び二〇四一に接する国有地の地先公有水面

(一) 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに④の地点から⑦の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点

赤崎港防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒、東経一三三度三九分四四秒）から二七四度二二分一二秒一、〇二二九・八六メートルの地

点

②の地点

①の地点から一二二度三四分四五秒、四一・八二メートルの地点

③の地点

②の地点から一〇五度一八分五八秒、一六・一〇メートルの地点

④の地点

③の地点から一九五度一九分三五秒、二三・三八メートルの地点

⑤の地点

④の地点から一九七度三分〇四秒、五・七九メートルの地点

⑥の地点

⑤の地点から三〇三度三一分二二秒、八・二七メートルの地点

⑦の地点

⑥の地点から三一〇度〇六分四九秒、六・八三メートルの地点

⑧の地点

⑦の地点から三二一度三六分〇六秒、二一・六六メートルの地点

⑨の地点

⑧の地点から五一一度二八分〇五秒、四・五七メートルの地点

⑩の地点

⑨の地点から一四〇度一四分四五秒、五・八五メートルの地点

⑪の地点

⑩の地点から三二一度三六分〇六秒、二・〇〇メートルの地点

⑫の地点

⑪の地点から三二一度三六分〇六秒、三・四〇メートルの地点

⑬の地点

⑫の地点から五一一度二八分〇五秒、四・五七メートルの地点

⑭の地点

⑬の地点から一四〇度一四分四五秒、三・三三メートルの地点

(二) 面積

八七三・四九平方メートル

(三) 面積  
八七三・四九平方メートル

関係図書の閲覧場所

赤崎町役場

正

誤

平成九年三月二十一日付鳥取県告示第二百四号（県道の区域の決定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

段 頁 二  
行 後ろから九  
誤 四、〇一六・〇  
正 四、〇一九・〇

発行所  
鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥  
取  
県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】